

徳島県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

225	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
桧藍住		板野郡藍住町矢上字安住 一七八番一地先から 同 字北分 六九番一地先まで		新 旧	四・二了八・四	四四二・四